

(2) 第一種動物取扱業者の義務

① 守るべき基準の遵守

第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、決められた基準を守らなくてはなりません。基準の概要は次のとおりです。都道府県等によっては、地域の事情に応じ条例によって独自の措置が追加されている場合があります。

1 飼養施設等の構造や規模等に関する事項

- 個々の動物に適切な広さや空間の確保
- 給水・給餌器具や遊具など必要な設備の配備

2 飼養施設等の維持管理等に関する事項

- 1日1回以上の清掃の実施
- 動物の逸走防止

3 動物の管理方法等に関する事項

- 幼齢動物の販売等の制限
- 動物の状態の事前確認
- 購入者に対する事前説明
- 適切な飼養又は保管
- 広告の表示規制
- 関係法令に違反した取引の制限

4 全般的事項

- 標識や名札(識別票)の掲示
- 動物取扱責任者の配置

動物取扱責任者
とは…

購入者に正しい動物の飼い方や取扱い方について説明するなど、業務を適正に営むために必要な知識や技術をもつ者です。
事業者は事業所ごとに、専属の動物取扱責任者を、常勤従業者の中から1名以上配置することが義務付けられます。また、事業者は、都道府県等が開催する研修会を年1回以上、動物取扱責任者に受けさせなくてはなりません。

② 感染性の疾病的予防

毎日定期的に動物の健康状態を確認し、獣医師による診察を受け、ワクチン等の接種をして、飼養する動物同士や人に感染性の疾病がまん延しないよう、努めなくてはなりません。

③ 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等

廃業などで業を続けることができなくなった場合、動物の行き先に困らないよう、あらかじめ譲渡先等について検討することが必要です。

④ 販売に際しての現物確認と対面説明

動物は一般の商品とは異なり、その個体ごとに特徴・癖等の個性があり、過去にけがをしていたり、病気に罹患している場合もあります。動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を販売する場合には、あらかじめ、動物を購入しようとする者に対して、その動物の現在の状況を直接見せる(現物確認)とともに、その動物の特徴や適切な飼養方法等18項目について対面により文書等を用いて説明しなくてはなりません(対面説明)。そのため、インターネット上ののみでの取引きはできません。